

令和6年一級建築基準適合判定資格者検定要領

国土交通省住宅局

この資格検定は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の規定に基づいて行われるものです。ご不明な点は住所地又は勤務地の都道府県建築主務課にお問い合わせ下さい。

1. 受検資格 (建築基準法第5条第6項の規定による)

一級建築士試験に合格した者

2. 検定期日、時間割

検定期日及び時間割は、次表のとおりです。

検定期日	時間	区分※	内容
8月30日(金)	10:00 ~ 11:25 (1時間25分)	考查A (34点)	一級建築士の設計に係る建築物が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識
	12:35 ~ 16:00 (3時間25分)	考查B (66点)	

※()は配点を示す(100点中)

今後の検定実施の対応方針について

今後の検定実施については、検定日前又は検定当日の検定会場を含む地域の状況や、交通機関・検定会場の状況等により、当日の検定を中止し、後日再検定の実施等の判断をする場合があります。その場合、検定実施に関する情報は、国土交通省のホームページで情報提供する予定です。そのため、同ホームページについては逐次確認して下さい。同情報を確認しないことにより生じるいかなるトラブルに対しても、国は責任を負いかねます。

ホームページアドレス：<http://www.mlit.go.jp/about/file000029.html>

3. 検定地

検定地は、受検申込時における住所地の都道府県により次表の区分になります。受検申込書の所定欄(2ヶ所)に検定地名を記入して下さい。

<検定会場に関する注意事項>

下記検定地については予定地であり、受検申込者数の状況によって会場に収容出来ない等の場合には、検定地を変更する可能性があります。

検定会場の変更や各検定会場の当日の留意点については、8月7日(水)以降、国土交通省HP(<http://www.mlit.go.jp/about/file000029.html>)に最新情報を掲載する予定ですのでご確認願います。

検定地	検定会場	所在地	最寄りの下車駅・停留所	上履	受検申込時における住所地の都道府県
札幌市	札幌第1合同庁舎 2階講堂	札幌市北区 北8条西2丁目	●JR「札幌」駅下車徒歩3分 ●地下鉄南北線、東豊線「さっぽろ」駅下車徒歩5分	不要	北海道
仙台市	ハーンネル仙台 2階 松島	仙台市青葉区 本町2-12-7	●市営地下鉄「広瀬通」駅下車徒歩3分 ●市営地下鉄「勾当台公園」駅下車徒歩5分	不要	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
さいたま市	さいたま新都心 合同庁舎 2号館5階 共用会議室	さいたま市 中央区 新都心2-1	●JR「さいたま新都心」駅下車徒歩5分 ●JR「北与野」駅下車徒歩8分	不要	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
新潟市	新潟県自治会館 講堂	新潟市中央区 新光町4-1	●新潟交通路線バス「県庁」又は「県庁前」下車徒歩5分	不要	新潟、富山、石川
名古屋市	桜華会館 会議室	名古屋市中区 三の丸1-7-2	●地下鉄名城線「名古屋城」駅下車徒歩8分 ●地下鉄桜通線「丸の内」駅下車徒歩15分 ●地下鉄鶴舞線「丸の内」駅下車徒歩10分	不要	岐阜、静岡、愛知、三重
大阪市	大阪合同庁舎 第1号館、 第一別館	大阪市中央区 大手前1-5-44	●地下鉄谷町線「天満橋」駅下車徒歩3分 ●京阪本線「天満橋」駅下車徒歩6分	不要	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
広島市	広島YMCA国際文化センター 3号館多目的ホール ほか	広島市中区 八丁堀7-1-1	●市内電車(5番以外)「立町」電停下車徒歩3分 ●アストラムライン「県庁前」駅下車徒歩5分 ●広島バスセンターから徒歩5分 ●広島交通「合同庁舎前」バス停下車徒歩5分 ※ 駐車場はありません。必ず公共交通機関でお越し下さい。	不要	鳥取、島根、岡山、広島、山口
高松市	高松サンポート 合同庁舎北館 低層棟2階アイホール	高松市 サンポート3-33	●JR「高松」駅下車徒歩5分	不要	徳島、香川、愛媛、高知
福岡市	南近代ビル2階 会議室	福岡市博多区 博多駅南4-2-10	●JR「博多」駅下車徒歩約20分 ●西鉄バス「山王公園前」下車徒歩1分	不要	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

4. 受検申込手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、令和6年5月27日(月)以降、都道府県建築主務課で交付します。

郵送での受験申込書の交付も可能です。郵送で求める場合には、封筒の表に「一級建築基準適合判定資格者検定受験申込書交付希望」と赤字で記載し、返送先を明記した返信用封筒（角形2号）に所要の郵便切手を貼って同封して下さい。

(2) 提出書類

① 建築基準適合判定資格者検定受験申込書

- ・ 申込書記入例を参考に必要な事項をすべて記入し写真貼付けを行うこと。必要事項が記入されていない・写真が貼付けされていない場合には受付できないことがあります。
- ・ 受験手数料として2万7千円分の収入印紙を貼付けてください。（市区町村又は都道府県の職員は不要です。）貼付けのない場合には受付できません。（詳細は「5. 受験手数料」参照）
- ・ 受験申込書には切取線が入っていますが切取不要ですのでそのまま提出して下さい。

② 一級建築士試験の合格を確認できるもの

- ・ 建築士の登録を行った方は建築士免許証又は免許証明書の写しを、建築士の登録を行っていない方で建築士試験に合格している方は合格通知書の写しを提出してください。

③ 市区町村又は都道府県の職員であることが確認できる書類（市区町村又は都道府県の職員である方に限ります）

- ・ 職員証の写し等を提出してください。職員証がない場合には所属長から発行された在籍証明書等を提出してください。

※ この他、受験申込書の記載事項を確認するために、受付後に追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 受験申込期間

- ・ 受験申込期間 令和6年6月3日(月)から令和6年6月7日(金)まで

※ 郵送については、申込期間最終日までの消印有効。（申込期間を過ぎたものは受付けません。）また、消印の確認できないものについては最終日必着とします。

(4) 受験申込受付場所

受験者の住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定場所への郵送

別紙1「受験申込書の交付・受付場所」を参照して下さい。

(5) 提出方法等

各都道府県で異なりますので、**別紙1**「受験申込書の交付・受付場所」を参照して下さい。

郵送の場合は、封筒（角形2号）の表に「一級建築基準適合判定資格者検定受験申込書在中」と赤字で記載し、必ず書留郵便又は書留として下さい。

また、提出後に記入内容の確認の連絡をする場合もあるため、必ず提出書類についてはコピーをとったうえで、合否結果の通知があるまで写しをご自身で保管してください。

提出した受験申込書は、受付係員が受理し、受験番号を決定します。

受験票については、受験資格有りと判断された者に対し、国土交通省から7月下旬頃に送付予定です。

お願い！

- 郵送後の受験申込書の到着の確認は、日本郵便(株)の「追跡サービス」をご利用ください。都道府県建築主務課には直接問い合わせないようお願い致します。
- 発送時に発行された受領証（お客様控）は、受験票が届くまで必ずお持ちください。

5. 受検手数料

(1) 受検手数料の額

2万7千円（市区町村又は都道府県の職員は不要です。また、受検手数料を納付した者が検定を受けなかった場合においても、返還は致しません。）

(2) 納付方法

収入印紙を建築基準適合判定資格者検定受検申込書の「収入印紙はりつけ欄」に貼付して下さい。なお、消印は絶対に行わないでください。消印がされていた場合は受付けることができず、新たに収入印紙を貼付けて再提出いただくことになります。

受検手数料の納付は、収入印紙に限ります。

ご注意ください！

- 地方自治体発行の収入証紙や、現金、郵便切手による受検手数料の納付はできません。
- 収入印紙は、郵便局等の窓口で取り扱っています。

6. 受検日の携行品

(1) 受検票(必ずお持ちください。)

(2) 筆記用具(答案用紙記入用の鉛筆(HB又はB程度、シャープペンシルを含む)、消しゴム及び鉛筆削り(電動式、大型のもの、ナイフ類は不可)。それ以外の筆記用具の持込は原則禁止します。)

(3) 建築関連法令集

検定の時間には、建築基準法及び建築士法法令集*は持ち込んで使用することができます。

なお、使用することが可能な法令集につきましては、建築士試験に準じておりますので、詳細につきましてはこちらをご覧ください。

(https://www.jaic.or.jp/shiken/1k/notes_on_the_day.files/horeishu.pdf)

※ 建築基準法及び建築士法並びにこれらに基づく政令、省令、告示を記載したもの。その他関連法規の記載があってもよいが、簡単な見出し、脚注以外の解説のあるものは認められません。

<持ち込み法令集に関する注意事項>

- 当日、検定会場において事務局により法令集のチェックを行います。そのチェックにおいて問題ないと認められた法令集のみ使用することを認めます。
- 紛らわしい書き込みをした持ち込み法令集については、使用が認められない場合又は使用が認められたとしても判断に時間がかかり判断結果が出るまでは法令集なしでの受検となる場合がありますので、上記ホームページに掲げられている簡単な書き込み以外の書き込みをしないで下さい。
- 使用することができる法令集については、原則として、1冊とします。ただし、本編に付随する告示編等がある場合、1セットとして使用を認めます。
- 使用が認められる法令集以外のものを使用した場合には、退場を命じますので、十分注意してください。

(4) 卓上計算機

※**別紙2**に定める計算機以外の使用は認めません。なお、使用を禁止された場合や破損があった場合であっても、別途、電卓の貸与はしません。

(5) その他持ち込みが可能なもの

・時計、ストップウォッチ

※時計機能のみのものに限ります。スマートウォッチ等の通信機能、撮影機能等を有するものは使用できません。また、アラーム等音の出る機能の使用は不可とし、設定を解除し音が鳴らないようにして下さい。

・ハンカチ、ポケットティッシュ、マスク

※ハンカチ、ポケットティッシュについては衣服のポケット等には入れず、検定中は机の上に置いて下さい。マスクを着用する場合は、写真照合時には外して下さい。

・蓋付きペットボトル 500ml 程度のもの 1 本

※検定中の飲食は原則禁止しますが、水分補給のため蓋付きのペットボトルに限り、検定中に飲むことを認めます。ただし、机の上に容器を置かず、必ず蓋を閉めて足もとに置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないよう十分に注意して下さい。

・携帯用の手指消毒用のアルコール

7. 合格発表及び通知

発表の期日は 12 月 16 日(月)頃の予定です。合格者については、その旨を本人に通知するとともに、受検番号及び氏名を国土交通省のホームページにおいて公表します。不合格者にはその旨及び成績を本人に通知します。なお、可否に関する電話での問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。

8. 住所、勤務先等変更時の手続き

受検申込後に姓名、住所及び勤務先に変更があった場合には、(1)～(2)に従い、以下の送付先に郵送にてご連絡ください。

なお、可否結果の通知到着後に変更があった場合の連絡は不要です。

(送付先) 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 指導係あて

(1) 姓名・住所変更

＜受検申込後～受検票到着までの期間に変更があった場合＞

変更前及び変更後の姓名・住所（郵便番号）・申込都道府県を記入したもの（書式は任意）を、封書にて送付してください。封筒の表には「一級建築基準適合判定資格者検定姓名変更（住所変更）届」と朱書きして下さい。（7月16日（火）消印有効）

＜受検票到着後～可否結果の通知到着までの期間に変更があった場合＞

変更前及び変更後の姓名・住所（郵便番号）を記入し、はがきや封書にてご連絡ください（書式は任意）。はがき又は封筒の表には「一級建築基準適合判定資格者検定姓名変更（住所変更）届」と朱書きし、頭符号及び受検番号を必ず併記して下さい（11月5日（火）消印有効）。

(2) 勤務先変更

変更前及び変更後の勤務先を記入し、はがきや封書にてご連絡ください（書式は任意）。この場合、「一級建築基準適合判定資格者検定勤務先変更（住所変更）届」と明記いただき、受検票到着後にご連絡いただく場合は頭符号及び受検番号を必ず併記して下さい。

9. 身体上の障害等に係る特別措置

身体上の障害等により受検の際に特別な措置を希望する場合は、受検申込書提出前に、国土交通省住宅局建築指導課指導係までご連絡下さい。

また、受検申込書提出後、新たに障害等の事由が発生した場合については、速やかに国土交通省住宅局建築指導課指導係にご連絡下さい。

※ご連絡が検定日の直前である場合やご連絡いただいた内容によっては、対応できないことがあります。

10. その他

解答にあたり適用すべき法令等については、令和6年1月1日現在において施行されているものとします。

<検定当日の注意事項>

○ 検定会場での駐車について

検定会場及びその周辺での自家用車等の駐車はできません。他の交通機関を利用して下さい。もし駐車した場合、警察などからの撤去命令があれば検定時間中であっても撤去していただきます。

○ 遅刻者の取り扱いについて

検定に30分以上遅刻した者の受検は認めません。

○ 検定会場の空気調節等については、可能な限り配慮して調節しますが、すべての受検者の要望に応じることはできませんので、各自で寒暑への備えをして下さい。

○ ゴミ等は、必ず各自持ち帰ってください。

○ その他、各検定会場における当日の留意点について、8月7日(水)以降、国土交通省HP(<http://www.mlit.go.jp/about/file000029.html>)に最新情報を掲載する予定ですのでご確認願います。

一級建築基準適合判定資格者検定事務局

国土交通省 住宅局 建築指導課 指導係

TEL：03-5253-8111（内線：39527）

住所：〒100-8913

東京都千代田区霞が関2-1-3

（受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く10:00～12:00、13:00～18:00）

提出書類記載等チェックシート

提出書類に不備があると、受検できない場合があります。

提出の前には、記載漏れ等がないか、以下の項目を☑チェックして確認をしてください。

(受検申込書 (表面))

- 提出年月日が記載されているか。
- 検定地は記載されているか。
- 氏名欄及び現住所欄にふりがなが記載されているか。
- 本籍地は都道府県名までで、市区町村名以下が記載されていないか。
- 現住所欄の現住所について、都道府県名から記載し、気付、団地名、棟番号、室番号、寮名なども省略せず記載されているか (受検票の送付先となりますので、正確にご記載ください)。
- 現住所欄に日中連絡の取れる電話番号が記載されているか。(確認のため電話をする場合があり、連絡が取れない場合は受検できないことがあるため注意)
- 市区町村又は都道府県の職員である者については、当該市区町村又は都道府県名を記載しているか。また、市区町村又は都道府県の職員以外の者については記載欄を空欄としているか。
- 受検手数料として2万7千円分の収入印紙 (地方自治体発行の収入証紙ではないことに注意)を収入印紙貼付欄に貼付けているか (市区町村又は都道府県の職員は不要)。また、消印をしていないか (消印がされている場合には受付不可)。
- 写真は貼付されているか (6ヶ月以内に撮影したもので、サイズは縦4.5cm×横3.5cm、裏面に申込都道府県名及び氏名を記載)。

(整理票、受付票)

- 検定地は記載されているか。
- 氏名欄にふりがなが記載されているか。
- 整理票裏面に写真は貼付されているか (6ヶ月以内に撮影したもので、サイズは縦4.5cm×横3.5cm、裏面に申込都道府県名及び氏名を記載)。

※本紙については提出前のチェック用として活用することとし、提出は不要です。

受検申込書の交付・受付場所等

別紙1

都道府県	主務課	〒	所在地	電話番号	申込方法
北海道	建設部 住宅局 建築指導課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5578	郵送・持参どちらでも可
青森	県土整備部 建築住宅課	030-8570	青森市長島1丁目1番1号	017-734-9693	郵送・持参どちらでも可
岩手	県土整備部 建築住宅課	020-8570	盛岡市内丸10番1号	019-629-5937	郵送・持参どちらでも可
宮城	土木部 建築宅地課	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-3245	郵送・持参どちらでも可
秋田	建設部 建築住宅課	010-8570	秋田市山王4丁目1番1号	018-860-2565	郵送・持参どちらでも可
山形	県土整備部 建築住宅課	990-8570	山形市松波2丁目8番1号	023-630-2636	郵送・持参どちらでも可
福島	土木部 建築指導課	960-8670	福島市杉妻町2番16号	024-521-7523	郵送・持参どちらでも可
茨城	土木部 都市局 建築指導課	310-8555	水戸市笠原町978番6	029-301-4722	郵送・持参どちらでも可
栃木	県土整備部 建築課	320-8501	宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-2514	郵送・持参どちらでも可
群馬	県土整備部 建築課	371-8570	前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-3702	郵送・持参どちらでも可
埼玉	都市整備部 建築安全課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-5524	郵送・持参どちらでも可
千葉	県土整備部 都市整備局 建築指導課	260-8667	千葉市中央区市場町1番1号	043-223-3183	郵送・持参どちらでも可
東京	都市整備局 市街地建築部 建築企画課	163-8001	新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5388-3356	原則郵送
神奈川	県土整備局 建築住宅部 建築安全課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-6262	原則郵送
新潟	土木部 都市局 建築住宅課	950-8570	新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5441	郵送・持参どちらでも可
富山	土木部 建築住宅課	930-8501	富山市新総曲輪1番7号	076-444-3356	郵送・持参どちらでも可
石川	土木部 建築住宅課	920-8580	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1778	郵送・持参どちらでも可
福井	土木部 建築住宅課	910-8580	福井市大手3丁目17番1号	0776-20-0506	郵送・持参どちらでも可
山梨	県土整備部 建築住宅課	400-8501	甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1735	郵送・持参どちらでも可
長野	建設部 建築住宅課	380-8570	長野市大字南長野字幅下692番地2	026-235-7335	郵送・持参どちらでも可
岐阜	都市建築部 建築指導課	500-8570	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-8685	郵送・持参どちらでも可
静岡	くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課	420-8601	静岡市葵区追手町9番6号	054-221-3079	郵送・持参どちらでも可
愛知	建築局 建築指導課	460-0001	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号	052-954-6585	郵送・持参どちらでも可
三重	県土整備部 建築開発課	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2752	郵送・持参どちらでも可
滋賀	土木交通部 建築課	520-8577	大津市京町4丁目1番1号	077-528-4251	郵送・持参どちらでも可
京都	建設交通部 建築指導課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	075-414-5348	郵送・持参どちらでも可
大阪	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課	559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号	06-6210-9721	郵送・持参どちらでも可
兵庫	まちづくり部 建築指導課	650-8567	神戸市中央区 下山手通5丁目10番1号	078-362-3608	郵送・持参どちらでも可
奈良	県土マネジメント部 地域デザイン推進局 建築安全推進課	630-8501	奈良市登大路町30番地	0742-27-7561	郵送・持参どちらでも可
和歌山	県土整備部 都市住宅局 建築住宅課	640-8585	和歌山市小松原通1丁目1番	073-441-3184	郵送・持参どちらでも可
鳥取	生活環境部 くらしの安心局 住宅政策課	680-8570	鳥取市東町1丁目220番地	0857-26-7391	郵送・持参どちらでも可
島根	土木部 建築住宅課	690-8501	松江市殿町1番地	0852-22-5219	郵送・持参どちらでも可
岡山	土木部 都市局 建築指導課	700-8570	岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-226-7499	郵送・持参どちらでも可
広島	土木建築局 建築課	730-8511	広島市中区基町10番52号	082-513-4184	郵送・持参どちらでも可
山口	土木建築部 建築指導課	753-8501	山口市滝町1番1号	083-933-3835	郵送・持参どちらでも可
徳島	県土整備部 住宅課 建築指導室	770-8570	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2604	郵送・持参どちらでも可
香川	土木部 建築指導課	760-8570	高松市番町4丁目1番10号	087-832-3612	郵送・持参どちらでも可
愛媛	土木部 道路都市局 建築住宅課	790-0004	松山市大街道三丁目1番地1 いよつ会館ビル5階	089-912-2757	郵送・持参どちらでも可
高知	土木部 建築指導課	780-8570	高知市丸ノ内1丁目2番20号	088-823-9891	郵送・持参どちらでも可
福岡	建築都市部 建築指導課	812-8577	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3721	郵送・持参どちらでも可
佐賀	県土整備部 建築住宅課	840-8570	佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7165	郵送・持参どちらでも可
長崎	土木部 建築課	850-8570	長崎市尾上町3番1号	095-894-3093	郵送・持参どちらでも可
熊本	土木部 建築住宅局 建築課	862-8570	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2534	郵送・持参どちらでも可
大分	土木建築部 建築住宅課	870-8501	大分市大手町3丁目1番1号	097-506-4679	郵送・持参どちらでも可
宮崎	県土整備部 建築住宅課	880-8501	宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7195	郵送・持参どちらでも可
鹿児島	土木部 建築課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-3710	郵送・持参どちらでも可
沖縄	土木建築部 建築指導課	900-8570	那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2413	原則持参

令和6年一級建築基準適合判定資格者検定における卓上計算機に関する取扱について

使用できる電卓の条件

- ・四則計算のみができるもの
- ・電池(太陽電池を含む)内蔵型のもの
- ・音を発しないもの
- ・プリンタを内蔵していないもの

※なお、次の機能が付加されている計算機は使用できます。

「開平計算」、「百分率計算」、「税計算」、「符号変換」、「数値メモリ」、「電源入り切り」、「リセット及び消去」、「時間計算」のみの機能を有する電卓。なお、上記の機能は、電卓のキーが下記の表に示す、機能表示の範囲に対応するものをいう。

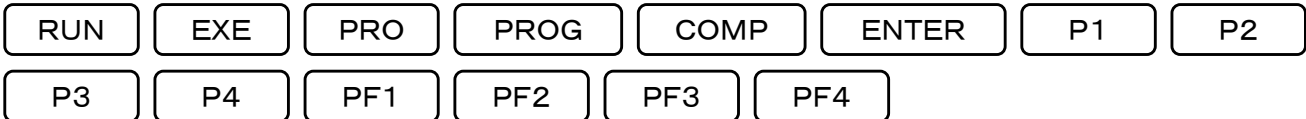
機能	キーの表示例										
四則計算	+	-	×	÷	=	GT					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	00 .
開平計算	√										
百分率計算	%										
税計算	税込			税抜			税率				
数値メモリ	M+	M-	MC	CM	MR	RM	MRC				
符号変換	+/-		↻								
リセット (オールクリア)	AC		CA								
消去 (クリア)	C		CE		▶		→				
電源入り切り	ON		OFF								

使用できない電卓の条件

(使用を禁止された場合、別途、電卓の貸与はしません)

・プログラム入力・記憶機能を有している計算機

下記に示すような機能があるものは、プログラム機能を有しているため使用できません。

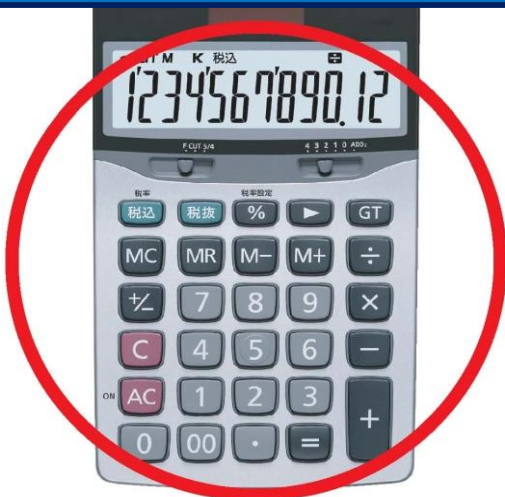


・関数電卓機能

下記に示すような機能は、関数機能を有しているため使用できません。

- ・sin、cos、tan、log、べき乗、Σ、微積分、行列等の表示・計算機能
- ・漢字・カナ・英字入力機能

使用できる電卓の例



使用できない電卓の例

